

一般社団法人 サービス連合情報総研
個人情報及び特定個人情報保護管理規則

施行：2018年5月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人サービス連合情報総研（以下「当法人」という。）の定款第55条の規定及びプライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）に基づき、当法人における個人情報及び特定個人情報の適法かつ適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において、各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、及び特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号又は対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入あるいは書類に付される符号とする個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）にいう「住民票コードを変換して得られる番号」であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）にいう「特定個人情報」であつて、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のもを含む。「番号法」第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報ファイルデータベース

特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であってもファイルや台帳など個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、他人によつても容易に検索可能な状態にしているものをいう。

(5) 個人データ

当法人が管理する「個人情報ファイルデータベース」を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

当法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の全てを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ①当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
- ②当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
- ③当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
- ④当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及びおそれのあるもの。

(7) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(8) 個人番号関係事務

他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(9) 従業者

当法人にあって、直接間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある者のみならず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員、理事、監事、委員会の委員、事務局の職員も含まれる。

(10) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(11) 利用目的

一連の個人情報の取り扱いにより達成しようとする目的をいう。

(12) 本人の同意

本人の個人情報が、当法人によって示された取り扱い方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。具体的には、本人による署名・捺印、同意する旨のメールの受信、同意する旨の確認欄へのチェック、同意する旨のボタンのクリック、音声入力やタッチパネルによる承諾を得ること等が挙げられる。

(適用)

第3条 本規則は、従業者に適用する。

- 2 本規則は、当法人が現に保有している個人情報（その取り扱いを委託されている個人情報を含む。）及び特定個人情報、並びにその取り扱いを委託している個人情報を対象とする。

(個人情報保護に関する基本方針)

第4条 当法人における個人情報の適法かつ適正な取り扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報保護に関する基本方針を定める。

- (1) 個人情報に関する法令を遵守するとともに、当法人の事業内容に照らし適切に個人情報を取り扱う旨の宣言文
 - (2) 「個人情報保護法」により「公表」すること、「容易に知り得る状態」にすること、又は「本人の知り得る状態」に置くことを義務付けられている事項
- 2 個人情報保護に関する基本方針は、従業者に周知せしめるとともに、ウェブサイトに掲載する等

の措置を講じるものとする。

- 3 個人情報保護に関する基本方針は、当法人外に対して、プライバシーポリシーと称することができる。

第2章 管理体制

(個人情報・特定個人情報保護管理者)

第5条 当法人は、個人情報・特定個人情報の取り扱いに関して総括的な責任を有する個人情報・特定個人情報保護管理者を設置する。

- 2 個人情報・特定個人情報保護管理者は、業務執行理事がこれに当たる。
- 3 個人情報・特定個人情報保護管理者は、個人情報・特定個人情報管理担当者を指名し、個人情報・特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。
- 4 個人情報・特定個人情報保護管理者は、個人情報・特定個人情報管理に関する監査を除き、次の各号その他当法人における個人情報・特定個人情報保護管理に関する全ての職責と権限を有する。
 - (1) 第4条に定める個人情報保護方針の策定及び理事会への上程、従業員への周知、一般への公表
 - (2) 本規則に基づき個人情報・特定個人情報の取り扱いを管理するうえで必要とされる細則の承認
 - (3) 個人情報・特定個人情報に関する安全対策の策定・推進
 - (4) 個人情報・特定個人情報の適正な取り扱いの維持及び推進を目的とした諸施策の策定・実施
 - (5) 事故発生時の対応策の策定・実施
- 5 個人情報・特定個人情報保護管理者は、監査責任者より監査報告を受け、逐次個人情報・特定個人情報保護管理体制の改善を行う。

(個人情報・特定個人情報の取り扱いの決定)

第6条 第3章に定める個人情報・特定個人情報の基本的取り扱いについては、個人情報・特定個人情報保護管理者がその適否を判断する。

(監査責任者)

第7条 監査責任者は、当法人内の個人情報・特定個人情報を取り扱う業務において、本規則及び第5条第4項第2号に定める個人情報・特定個人情報取り扱い細則が遵守され、個人情報・特定個人情報の取り扱いが適法かつ適切に行われているかについて、公平かつ客観的な立場で調査・確認・評価（以下「個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する監査」という。）する責務を負い、その結果を個人情報・特定個人情報保護管理者に報告する義務を負う。

- 2 監査責任者は、監事がこれに当たる。
- 3 監査責任者は、個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する監査に必要な調査権限を有する。
- 4 監査責任者は、個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する監査に必要な監査担当者を選任することができる。

第3章 運用

第1節 個人情報・特定個人情報の取り扱いの原則

(管理原則)

第8条 個人情報・特定個人情報は、本規則により適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

(利用目的)

第9条 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

2 従業者又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

(1) 従業者（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務

①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 ②雇用保険届出事務

③労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務 ④健康保険・厚生年金保険届出事務

(2) 従業者の配偶者に係る個人番号関係事務

①国民年金の第3号被保険者の届出事務

(3) 従業者以外の個人に係る個人番号関係事務

①報酬・料金等の支払調書作成事務 ②不動産の使用料等の支払調書作成事務

③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

3 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、都度、個人情報・特定個人情報保護管理者に判断を求めなければならない。

4 特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて取り扱ってはならない。

5 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知又は公表しなければならない。

第2節 個人情報・特定個人情報の取得

(適正な取得)

第10条 個人情報・特定個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(特定の個人情報の取得の禁止)

第11条 原則として、次の各号に示す内容を含む個人情報は、これを取得し、又は第三者に提供してはならない。ただし、業務上必要であり、かつ、本人に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示したうえで明確に本人の同意を得た場合、又は法令に特別の規定がある場合、あるいは司法手続上必要不可欠な場合はこの限りではない。

(1) 思想、信条及び信教に関する事項

(2) 人権、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項

(3) 集団示威行為（デモ等）への参加、国又は地方公共団体に対する請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(4) その他個人情報保護管理者の定める事項

(本人から直接個人情報を取得する場合の措置)

第12条 申込書・アンケート・契約書等、書面（電子メール、当法人ウェブサイトへの記入等電磁的方法も含む。）により本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 人の生命、身体又は財産その他の権利利益を保護するために必要な場合
- (2) 当法人の利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

（間接的に個人情報を取得する場合の措置）

第13条 本人以外の第三者から個人情報を取得する場合は、当該個人情報が当該第三者において適法、適切に取得されたものでなければならず、かつ、当該第三者において、当法人への個人情報の提供につき、適法な措置が講じられていなければならない。

（個人番号の提供の要求）

第14条 第9条第2項に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人に対して個人番号の提供を求めることができる。

- 2 個人番号の提供を受けるときは、「番号法」第16条に定める方法により本人の身元確認を行うものとする。

第3節 個人情報・特定個人情報の管理

（個人データ・特定個人情報ファイルの正確性の確保）

第15条 個人データ・特定個人情報ファイルは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（個人データ取り扱い台帳）

第16条 個人情報・特定個人情報保護管理者は、当法人の全ての個人データの種類・内容・保管場所等を記載（個人情報ファイルデータベースへの入力を含む）した台帳を作成しなければならない。

- 2 個人情報・特定個人情報保護管理者は、前項の台帳を定期に見直し、最新の状態を維持するよう努めなければならない。

（特定個人情報ファイルの作成制限）

第17条 特定個人情報ファイルを作成するのは、第9条第2項に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限る。

（安全管理措置）

第18条 当法人においては、取り扱う個人情報・特定個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

- 2 従業者においては、次の各号により適切に個人情報・特定個人情報を取り扱わなければならない。
 - (1) 従業者において保管する個人情報・特定個人情報を含む文書（磁気媒体を含む）は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
 - (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させてはならない。

- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
- (4) 個人情報・特定個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。
- (5) 個人情報・特定個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。
- (6) その他個人情報・特定個人情報の取り扱いについて必要な事項は細則に定めるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第19条 第9条第2項に掲げる事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

- 2 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を超過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 「番号法」上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類の写しや当法人が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで当法人が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類などの保存期間を経過するまでの間保存することができる。

(従業者の監督)

第20条 個人情報・特定個人情報保護管理者は、従業者が個人データ・特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 個人情報・特定個人情報保護管理者は、従業者に対して個人情報・特定個人情報ファイルの保護及び適正な取り扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(委託先の監督)

第21条 個人情報・特定個人情報保護管理者は、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合（労働者派遣契約又は業務委託等契約により派遣労働者を受け入れる場合を含む）は、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の委託を行う個人情報・特定個人情報保護管理者は、委託先に対して次の各号の事項を実施しなければならない。

- (1) 委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認したうえで委託先を選定すること
- (2) 委託先との間で次の事項を含む契約を締結すること
 - ①個人情報の適法かつ適切な取り扱い（個人データに対する人的、物理的、技術的な安全管理措置を委託先が講じることを含む）
 - ②個人情報に関する秘密保持
 - ③委託した業務以外の個人情報の使用禁止
 - ④個人情報と取り扱ううえでの安全対策

⑤再委託に関する事項

再委託は原則として禁止し、再委託がやむを得ない場合は事前に書面による当法人の同意を要し、委託先が再委託先と連帯して責任を負うことの確認

⑥契約内容が遵守されていることの確認

⑦個人情報に関する事故が生じた際の責任

⑧契約終了時の個人情報の返却及び抹消

(3) 個人情報の取得を委託する場合は、当法人が取得の主体であること並びに当法人の指定する利用目的を明示するよう義務付けること

(第三者提供の制限)

第22条 個人情報保護方針に定めた範囲内で第三者提供、共同利用する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、「個人情報保護法」その他法令で認められる場合を除く。

- 2 第三者提供もしくは共同利用する場合、個人情報・特定個人情報保護管理者の承認を得ること。
- 3 「番号法」第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味する。）に提供してはならない。

第4節 個人情報・特定個人情報の開示・変更・利用停止等の請求の対応

(開示)

第23条 当法人は、当該本人が識別される特定個人情報を含む「保有個人データ」の開示（保有の有無を含む）請求には、本人のプライバシー保護のため、本人（代理人を含み、以下本条及び第21条、第22条において「本人」という。）から開示等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した開示請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。

- 2 開示請求窓口は、事務局とする。
- 3 開示請求書の様式は、個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。
- 4 本人確認書類は、個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。ただし、開示請求者が本人であることが明らかな場合には、本人確認書類の提出を求めないことができる。
- 5 本人による開示請求であることを確認した場合は、本人に対して書面又は本人が同意した他の方法により、遅滞なく特定個人情報を含む当該「保有個人データ」を開示するものとする。また、開示する書面の様式は、個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。
- 6 前項に関わらず、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知するものとする。なお、個人情報・特定個人情報の開示に際しては、実費を勘案して、合理的な範囲で手数料を請求できるものとし、手数料は個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他法令に違反することとなる場合

(変更)

第24条 当法人は、当該本人が識別される特定個人情報を含む「保有個人データ」の内容が事実ではな

いという理由によって、当該「保有個人データ」の訂正、追加又は削除（以下「変更」という。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき「保有個人データ」の内容の変更を行うものとする。ただし、次の場合には変更の求めに応じないことができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合
- (2) 他の法令の規定により、特別の手続が定められている場合
- 2 当該本人が識別される「保有個人データ」の変更の請求については、本人のプライバシー保護のため、本人から変更請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した変更請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。
- 3 変更請求窓口は、事務局とする。
- 4 変更請求書の様式は、個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。
- 5 本人確認書類は、個人情報・特定個人情報保護管理者が定めるものとする。ただし、変更請求者が本人であることが明らかな場合には、本人確認書類の提出を求めないことができる。
- 6 「保有個人データ」の変更を行ったとき、又は変更を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（変更を行ったときはその内容を含む）を通知するものとする。

（利用停止等）

第25条 当法人は、当該本人が識別される「保有個人データ」が、第9条及び第10条に違反しているという理由によって、当該「保有個人データ」の利用の停止又は消去が求められた場合、及び第22条に違反しているという理由によって、当該「保有個人データ」の第三者提供の禁止が求められた場合で、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該求めに応じて当該措置（以下「利用停止等」という。）を講じなければならない。ただし、次の場合には利用停止等を講じないことができる。

- (1) 違反を是正するために必要な範囲を超えている場合
- (2) 指摘された違反がなされていない場合
- 2 第24条第2項及び第3項は本条に準用する。ただし、各条項における「変更」を「利用停止等」に改める。

第5節 個人情報・特定個人情報の廃棄・削除

（廃棄・削除）

第26条 第9条に定める事務を処理する必要がなくなった場合、個人情報・特定個人情報をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第6節 苦情処理

（苦情の処理）

第27条 個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口は、事務局とする。

- 2 個人情報・特定個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

第7節 監査

（監査の実施）

第28条 監査責任者は、当法人における個人情報・特定個人情報の取り扱いが法令、本規則（本規則に基づく細則を含む）、その他の規範と合致していることを定期的に監査する。

2 監査責任者は、監査を指揮し、個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する報告が必要と認められるときは理事会にて意見を述べなければならない。

（体制の見直し）

第29条 個人情報・特定個人情報保護管理者は、前条の監査結果に照らし、必要に応じて個人情報・特定個人情報の取り扱いに関する安全対策、諸施策を見直し、改善しなければならない。

第4章 その他

（所管官庁への報告）

第30条 個人情報・特定個人情報保護管理者は、個人データの漏洩の事実又は漏洩のおそれを把握した場合には、直ちに所管官庁に報告しなければならない。

（罰則）

第31条 当法人は、本規則に違反した従業者及びその他の従業者に対して理事会の決議に基づき処分を行う。

（改廃）

第32条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、2018年5月25日から施行する。